書評:『グローバル世界と倫理』を読む

中村 真·清水奈名子·田口卓臣·松尾昌樹¹

はじめに

2009年3月、この書評の共同執筆者(評者)である本学部教員4名が「学問の倫理と方法」研究会(以下、研究会)²を立ち上げた。この研究会は、主に国際学部を中心にした多分野の研究者間の有機的な結びつきの形成を促すための、また共通のテーマについて個々の研究分野から具体的な情報を提供し、意見交換の場をつくり、学際的研究を実現するための試みである。

研究会では、第一の検討素材として倫理問題を取り上げた。倫理問題は研究方法とも直結することから、それぞれの研究分野における「倫理」に関する情報を共有する試みは、同時に異なる研究分野における研究方法についての理解をも促進する。したがって、倫理問題は、人文・社会系の諸学問の総合的な把握を目指す国際学について検討するための格好の素材であるとともに、学際的な国際学部であるからこそ対象となり得るテーマであるとも考えた。

「倫理」とは辞書的定義では、人として守るべき道、道徳の規範となる原理、などとされているが、研究との関係では実に多様な意味をもちうる。そこで、研究会では早急に「倫理」という概念を定義することは避け、様々な実例や問題を検討することから始めることにした。この書評は、このような趣旨の元に立ち上げられた研究会の活動の一環として、『グローバル世界と倫理』(石崎嘉彦・太田義器・三浦隆宏・西村高宏・河村厚・山田正行著 ナカニシヤ出版 2008年)について検討をした成果をまとめたものである。

著者を代表して、石崎は、本書が、グローバル 化した世界の中で生じている思考と自由の倒壊に 抗して、それらを再興しようとする試みであり、 「倫理的パラダイム」を再興する試みであると論 じている(まえがき)。 全体を見渡すと、本書は12の章からなり、第 I部(第1、2章)では、今日のグローバル化の本質を見極め、科学と国民国家を基礎にした行為原理に代わる「ポストモダン的倫理」の視点の必然性を提示し、第2部(第3、4章)では、人権の問題とテクノロジー、第3部(第5、6章)では、環境問題と管理社会の問題、第4部(第7、8章)では、ネグリらによる「帝国」とフェミニズムの問題、第5部(第9、10章)では、メディアと言葉の問題とテロリズムの問題、第6部(第1、12章)では、反グローバリズムと平和の問題を論じている。

石崎の解説通り、本書全体に共通したキーワードは「グローバル」と「倫理」である。しかし、実際には、これらの用語は章によって異なる意味や評価を与えられており、必ずしも統一されてはいない。とくに「グローバル」という概念に関しては、冒頭では否定的な意味づけをされているが、章によっては多義的であったり、肯定的な評価をされていたりするなど(たとえば、第5章)、必ずしも論調は一貫していない。また、各章に割り当てられた誌面が非常に限られているため、議論が十分な深まりを見せていないと思われる部分もある。

しかし、多くの異なる分野を少数のキーワードで括ろうとすると、このような議論の粗さや論調の違いはやむを得ないものなのかもしれない。これは学際性の陰の部分ともいえるが、先人の後をたどる類似の試みにおいては、今後何がしかの工夫をもって対処すべき問題ともいえる。

本書評は、評者の専門分野を踏まえて章ごとに 分担を決め、研究会において報告し、全員で検討 した結果を簡便にまとめたものである。各章につ いては、読者の便宜のために目次を示し、次いで 内容の要約、書評コメントの順にまとめている。 ただし、章によって本文の記述スタイルがかなり 異なるため、他のまとめ方がふさわしいと判断し た場合もある。

この書評は研究会のこれまでの活動報告でもあるが、単に研究会の活動に留まらず、様々なテーマで学際的研究を進めるための一つの契機となることを願いつつ、導入の言葉を結ぶことにする。

(研究会を代表して 中村真)

第1章 グローバル世界の課題と希望(太田義器・ 著)

目次

- 1. グローバル化された世界理解 われわれの世界/グローバルな問題群/グローバル化
- 経済におけるグローバル化 グローバリズムとネオ・リベラリズム/見えざ る手と競争
- 3. 政治におけるグローバル化 近代的世界理解/国家の誕生/国家と主権/近 代的な政治理解のパラドックス/世界の暴力化
- 4. グローバル化の希望 競争から共生へ

巻頭を飾る第1章は、本書全体を貫く主題である「グローバル化」という現象を定義し、またこの現象によってもたらされる現代世界の課題を、経済および政治の領域に注目しながら明らかにしている。

章の冒頭において、「グローバル化」とは、具体的には「人、もの、情報などの地球規模での移動の増大」に現われている現象であり、「われわれが地球規模で一つの世界を形成している」という「グローバル化された世界理解を生み出してきた過程(P.6)」として定義されている。たとえば、地球温暖化が人類を含めた生物種の存続を危うくしている一方で、異なる集団間の紛争はいまだに続いており、戦争は例外であるより「常態」に見えるような世界、または、巨万の富を手に入れた個人が宇宙旅行を楽しむ傍らで、貧困と飢餓と病のなかで死んで行く世界、といったこれらの地球規模の現状認識が、ここで定義されている「グローバル化された世界理解」であり、これはグローバ

ル化の一側面であると同時に、その産物であるという。

この「グローバル化された世界理解」は、日常生活の場において、われわれをして地球規模の問題群を直接的に意識させる。しかし地球的な問題を前にしたとき、その大きさにゆえに無力感を、そしてさらには絶望感を覚えるかもしれない。他方でそうではあっても、これらの問題群が解決されることを望むかぎりにおいて、「われわれはすでに希望を抱いているのであり、その希望がどこにあるかをこそわれわれは知りたいと願っている(P.6)」のだという。このように著者は、グローバル化が世界にもたらした課題を明らかにしたうえで、その課題を克服するための「希望」の提示を、この章の最終的な目的としているのである。

まずグローバル化によってもたらされる課題については、グローバル化がもっとも進んでいるとされる経済領域と、もっとも遅れているとされる政治領域とに分けて検討している。なぜなら、グローバル化とは全体として一つの過程であるものの、複数の領域において異なる進み具合で進展しているため、いくつかの領域に分けて理解したほうがわかりやすいためであるというのが、著者の説明である。

第一に経済におけるグローバル化とは、市場の地球規模の拡大としてのグローバリズムであると説明されている。この経済領域において注目されているのは、社会について市場を中心に理解するネオ・リベラリズム(新自由主義)の立場を採用するグローバリズムの推進者たちが、「見えざる手」によって調整される市場の参加者は、自己利益の最大化のみを追求するべきだと考えている点である。それは「共通の目的に向かって協力し合う共同作業ではなく、他者を排除して自己の個別的な目標を追求する」という「人間関係についての競争モデル(P.9、10)」に依拠した主張である、と著者は言う。

第二に政治におけるグローバル化であるが、この領域においてなぜ進度が遅いのかといえば、それは世界を理解する際に、その中心に国家を据える「近代的世界理解」ともっとも強く結び付いている領域であるからだという。そしてこの近代的な世界理解の特徴は、戦争を力によって抑え込む

という発想に示されているように、「人間関係についての競争モデルに基づき、政治をそうした競争が暴力的な対立になるのを力によって抑止する働き(P.13)」とみなしている点にある。しかし今日、この領域国家に分かれたモザイク状の世界を想定する近代的な理解は、国境を越えたコミュニケーションが増大し、国家以外にも多国籍企業や非政府組織(NGOs)を含むさまざまな国際組織が主体としての存在感を増しているグローバル化によって、大きな影響を受けていることが指摘されている。

特に著者が問題としているのは、グローバル化が近代的枠組みを壊したことで、「世界の暴力化」が進行している点である。近代国家は主権を確立することで、域内においては至高の権力を行使して平和を保ちつつ、対外的には主権平等ゆえに内政不干渉原則を維持してきた。しかし国家の主権性がグローバル化によって弱まるにつれて、テロリスト集団などの国際的な犯罪者集団による活動の活発化、内戦や軍事衝突に伴う非人道的行為の噴出がみられるようになった。さらにグローバル化したメディアがそれらを世界中に配信することで、事態への対応が求められ、大国によるルールを無視した軍事介入が遂行されることになり、さらなる暴力化を招くという悪循環が生まれるのだという。

このようにグローバル化がもたらしている課題が列挙されたあとで、それでもなおグローバル化のなかには「確実な希望」があるというのが、本章の結論である。それは地球規模で考えるようになったわれわれには、「もはや他者を追い出すような領域は残されていない」のだから、「他者と一つの世界を共有していることを認めて、その共有を続けていこうと努力する(P.15)」ほかないことを、はっきりと示したのがグローバル化であり、その点に希望があると言えるのだという。こうした考え方は競争モデルに対して「共生モデル」として提示され、この後者のモデルによって人間関係の理解を始めなければならないというのが、章をしめくくる著者の主張となっている。

以上のように、本章は「グローバル化」という 現象に注目し、この現象が人々の「世界理解」に どのような影響を与えているのか、という人々の 認識上の問題を中心に議論を展開している点にその最大の特徴がある。これは他の章にも少なからず共通する点であるが、本書の著者達の学問的背景が、哲学、倫理学もしくは政治思想であることにも関係していると思われる。すなわち、今日「グローバル化」という名称で指示されている諸現象についての細かい分析や因果関係の考察が目的なのではなく、これらの現象によってもたらされている問題とその対処法を、いかなる用語や概念によって表現し、または認識するかが、問題関心の中心にあると言えよう。

具体的に本章に即してみれば、まず「グローバ ル化」そのものが、一つの世界というわれわれの 理解を生み出してきた過程として認識されてお り、単なる脱国境的な諸現象のみを指していると は考えられていない。また、グローバル化によっ てもたらされている諸現象や課題の説明も、新自 由主義経済の世界的拡大や主権の後退と内戦や軍 事介入の増加など、目新しい要素は加えられてい ない。むしろ先行研究の成果を受けて、グローバ ル化がもたらした課題を「人間関係の競争モデル」 から生まれる他者の排除や暴力の世界化であると の認識枠組みを提示し、こうしたモデルのもつ問 題性を乗り越える処方箋として、異なる他者との 「共生モデル」という新たな人間関係をめぐる理 解の枠組みを提案することが、本章の主要な目的 であると考えられるのである。

しかしこれらのモデルについて問題となるのは、確かに現代において「競争モデル」が問題を多く生み出しているとしても、だからといってなぜそこから大きな転換を迫る「共生モデル」が選択されうるのか、という両モデルの関係性をめぐる問題である。われわれが「一つの世界」という理解に到達し、「他者を追い出す領域」が残されていないことを認識したとしても、だからといって競争モデルから脱却して「共生モデル」を希求し始めるというつながりは、必ずしも自明ではないと考えられるからである。

このつながりを説明する鍵概念となるのが、「グローバル化」と並んで本書の主題として据えられている「倫理」なのではないだろうか。グローバル化が照らし出した人間関係の負の側面を克服するうえで、競争や排除ではなく共生と共有を敢え

て選択する思考が、本書で掲げられている「倫理」であると考えられよう。本章では文中に「倫理」という概念が用いられていないため、これはあくまで評者による解釈ではあるが、編集世話人である石崎も「まえがき」において、「『倫理』という視点が、われわれに『共生』概念を指示する (P.iii)」ことを、最終的な結論として示している。本章を執筆している太田が、最終章である第12章において、再びこの「共生モデル」に議論を収斂させていることからも、本書における「倫理」概念の大枠は理解できよう。われわれの世界認識を大きく変えつつあるグローバル化のもとで、他者との共生という倫理的立場を選択すること、これが第1章の提起する倫理的課題である。

(評者:清水奈名子)

第2章 「自然の法と倫理の理法」(石崎嘉彦・著) 目次

1. グローバル化とはどういう現象か 国際化からグローバル化へ/冷戦の終結と環境

問題の浮上/脱政治化と脱倫理化/「人為」を 超えるもの/政治と倫理の不可視化/「力」の 世界へ/野蛮化という帰結

2. グローバル世界と「帝国」

帝国と普遍同質的国家/社会哲学者の見落とし /「帝国」と自然法/理想としての自然法/自 然法思想の展開/「近代的」自然法理論/自然 法から倫理の理法へ

この章は、いわゆる「グローバル化」の諸現象を、「ポスト近代」の世界における「自然」の前景化という視点から捉えなおすとともに、「近代」以降の諸学問において忘却された自然法理論の系譜を再検証する必要性を説いた論考、と定義することができる。

著者はまず、冷戦終結によって東西のイデオロギー対立が解消されて以降、「脱政治化・脱倫理化」の傾向が世界を席捲しているとの現状認識を示す。著者によれば、今日の世界においては、本来多様な政治的・倫理的・宗教的な諸要素の競合によって成立するはずの人間の志向を、「快楽の追求」という一面からのみ理解しようとする思想(「自由な市場経済を是認する思想」)が猛威をふ

るっているのである。快楽の追求こそが人間の「自然法則」にかなうという享楽的人間観に立脚するこの思想(著者は明らかに、新自由主義のことを念頭に置いている)は、自然とは人為よりも高次のものであり、それを人為によって制限すべきではないとの根拠に基づいて、各人がほしいままに享楽する自由を全面的に肯定する立場である、と著者は診断する。

著者は他方で、「グローバル化」を考えるにあたって地球環境問題に注目することの意義を強調してもいる。著者の考えでは、ますます悪化するかに見える地球環境は、上述の市場経済肯定論とはまた異なる視角から、「人為を超える自然」という古典的なテーマを再浮上させることになった。しかし、自由な市場経済を是認する前述の思想は、外見上は「自然の法則」を肯定する立場であるかのように見えるものの、実際には、地球環境に代表される「自然」のさらなる破壊という「逆説的な」(と著者は述べている)事態を招き寄せることになってしまったのである。

以上のような現状分析を展開した第1節に続いて、第2節では、「国民国家の衰退」以後の「ポスト近代」の世界と、ポリスの解体以後のアレクサンドロス時代の世界との親近性が指摘されたうえで、「近代性の崩壊」に直面した今日の世界においては、近代のとば口に至るまでの自然法思想の系譜(マルクス・アウレリウス、キケロ、トマス・アクイナス、ホッブズ、マキャヴェッリなど)において注目された「人為を超える自然」という古典的なテーマを再検討することがいかに急務であるか、という論点が確認されることになる。

諸矛盾を孕んだ人間の欲望を、均質で平板な「快楽」にのみ還元し、それを正当化しようとする思想に異議を唱える本章の趣旨は、十分に理解できる。しかし本章は、様々な現象や思想に言及する際に、十分な紹介と分析を施さないまま考察を進めているので、少なくとも評者自身にとっては、にわかには納得の行かない議論が多かった。とりわけ評者が気になったのは、本章における「自然」という用語の用い方である。本章の著者は、人間の本性としての「自然 nature」と、人間を取り巻く外的環境としての「自然 nature」とを、いかなる説明も抜きに、同等のものとして一括している。

両者を同等のものとみなす視点が不可能なわけでは決してないだろうが、なぜ、それらを同等のものと扱えるのかということに関する根拠づけは必要だろう。本章の議論の中核にあるのが、「人為を超える自然」をどう捉えるべきかという問題意識である以上、著者が上述の手続きを省略したことには大きな疑問が残る。

なお、評者自身が「自然と人為」というテーマ について考える際に常に突き当たるのは、果たし て世界に内属する存在でしかない人間に、諸事象 のどこからどこまでが「自然」で、どこからどこ までが「人為」であるかを判断する資格などある のだろうか、という疑問である。人間の本性とし ての「自然」のうちにであれ、人間を取り巻く外 的環境としての「自然」のうちにであれ、仮に「人 為を超える」ものがあるのだとすれば、厳密には どこまでが「人為を超えていない」領域というこ とになり、また、どこからが「人為を超えている」 領域ということになるのだろうか。おそらくこの 問いに対する決定的な解は存在しないのかもしれ ない。しかし、少なくとも「自然と人為」の関係 を考察しようとすれば、この種の問いをも含めた 形での検討作業は必須であるように思われる。

(評者:田口卓臣)

第3章 人権とヒューマニズムの未来(三浦隆宏・著)

目次

- 1. 人間という言葉の二側面 人権を問い直す/「人権宣言」における「人」 /「人権」拡張の歴史/「ただの人間」
- 2. 「権利がある」とはどういうことか 権利の前提条件/国家と人権の結びつき/増え 続ける「ステイトレス」な人びと
- 3. 「歓待の権利」と「歓待の倫理」 なぜ国家は入国・滞在の規制を行なうのか/二 種類の歓待/「人間性」の二側面

「グローバル化」と「倫理」という本書全体の 主題との関連でみれば、第3章の問題関心は、グ ローバル化の進展によって、先進国を主な行き先 として世界中の国々へと移り住むようになってき ている移民や寄留民と呼ばれる人々の人権とは、 どのように理解されるのかを考察することにある。理論的には、人間であれば誰もが当然にもっていると考えられる人権を、あえて問い直そうとするのは、「なぜかこの権利を喪失してしまっている人びとがじっさいにいるからこそ、この言葉は問いの対象となる(P.34、傍点原文ママ)」からであるという。すなわち、不法移民、亡命者、難民、国内避難民などと分類される人々の人権が十分に保障されていないという社会的な問題を素材として扱いながら、グローバル化の時代において、従来は国籍と結びつけて保障されてきた人権概念を、「他者との共生」を可能とするために解釈し直すことが試みられている。

この問題を議論するにあたって、著者はまず人権概念の歴史的歩みを検証することから始めている。その目的は、人権概念にはもともと特定の人々をその名宛人から排除する機能があることを明らかにするためである。

たとえばフランス革命期の「人権宣言」における「人」とは、「男」および「市民」を意味するフランス語の homme であったのであり、それ以外の人々を同概念が設定する「人間性」としてのヒューマニティの範囲から排除するものであった。生物学的な意味での「ヒト」(ホモ・サピエンス)であっても、人間性をもつ「人」として認定されなければ、人権を有する主体とはみなされなかったのである。人権概念から疎外される人々の存在は、同概念がたどった歴史が、このヒューマニティの範囲を「階級、性別、人種にわたって、徐々に拡張してゆく過程であった (P.36)」のであり、特権の分配をめぐる激烈な闘争であった(樋口、1996)ことからも浮かび上がってくる。

そして「人間性」を有するとはみなされない「ただの人間」たちが、どのような扱いをされてきたかの具体的な例として、ナチスドイツによるホロコーストによって強制収容所に送られたユダヤ人たちが挙げられている。「人」ではなく物体のように扱われたこれらの被害者たちには、どのようにひどいことが行われようとも、それは「人権侵害」とはみなされないことになるのである。

このように、人権を持つとされる「人」の範囲 から疎外された人々が、苦境に陥ったとしてもそ れが「人権問題」としては認識されない問題を指 摘したあとで、著者は、こうした人権侵害状況を 過去の出来事として済ませることができないとし て、現代において人権を喪失している「亡命者」 や「難民」の問題に議論をつなげていく。議論を 進めるにあたって次に検討されるのは、「権利が ある」とはいかなる意味をもつのかについてであ る。いわゆる法的な権利義務関係が発生するため には、大学であれ市町村であれ、特定の<場所> に所属していること、すなわち「籍を置いている」 ことが前提となっている。それでは人権の場合は どうかといえば、それは任意の国家に所属し、国 籍を持つことがその前提となる。国家が擬制的な 存在であることを認識しつつ、著者は「その国家 の『国民』として登録されることで初めて、われ われは単なるヒトではなく、「人」として生きて いくことが法的に保障される(P.39、傍点原文マ マ) | のである。

しかし今日の世界には、この国籍という結びつきによる国家の保護を受けられない「ステイトレス stateless」な人々が、数千万という単位で存在している。そのなかには難民、亡命者に加えて、滞在・労働許可書をもっていない不法移民や国内避難民と呼ばれる人々も含まれている。ここにおいて、これらの「<他者>の人びとが持つ<権利>(P.41)」というものがありうるとしたら、それはどのようなものかという、本書の中心的な問いが投げかけられるのである。

この問いを考察するにあたって参照されて いるのが、ジャック・デリダ (Jacques Derrida, 1930-2004) の歓待論である (デリダ、1999 年、同、 2005年)。デリダが用いている「歓待」という概 念の意味は、ここでは「亡命者」や「難民」といっ た「異邦人」を受け入れることとして説明されて いる。この議論の詳細を説明することはできない が、著者が注目しているのは、デリダが示す歓待 論には二種類あるということである。一つめの歓 待論は「条件付きの歓待」「権利あるいは義務と しての歓待」と呼ばれ、国家が自国民の労働市場 を流入する外国人労働者から守ろうとし、また治 安の悪化を懸念して、パスポートの所持などの条 件を満たす者のみを受け入れ、それ以外のものを 排除する姿勢を示している。他方で二つめの歓待 論とは、名前や身分を問いただすことなく、まず は到来する者を受け入れるという「問いなき迎え 入れ」としての「無条件の歓待」を意味する。そ してデリダは単純に後者によって前者の歓待論を 非難するのではなく、両者は二律背反的であると 同時に不可分のものという、「非決定論的な論述 (P. 43)」を行っていることが紹介されている。

本章の結論にとっては、この非決定論的な議論の仕方こそが、「人権」概念が今日置かれている状況を反映しているがゆえに意味があるという。つまり人権とは「アポリア(解決困難な難問)のうえでしか思考しえないもの(P.44)」であり、亡命者や難民に認定を与えて保護すべきか、増え続ける不法移民を社会に迎え入れるのかなど、個別の状況ごとにとまどい迷うからこそ、われわれは人間的であるというのである。そして「人権」概念をめぐって考察するということは、「われわれの『人間性』(ヒューマニティ)が試される(同上、傍点原文ママ)」作業でもあることが最後に指摘されて、本章は閉じられている。

以上のように、本章では具体的な問題解決のた めの政策提言が目的なのではなく、行き着いた先 の国家において、受け入れの条件を満たさない「他 者」として排除される人々を「迎え入れる」た めの「認識枠組み」を提示することが目指されて いる。それが結論部分で参照されているデリダの 「無条件の歓待」論であることは、明らかであろ う。このような立論の特徴は、第1章に関しても 指摘したように、グローバル化時代における課題 に対処する処方箋として描かれるのは、問題解決 を導くための思考や新たな概念という、人々の認 識に関わる問題であるということである。第1章 において提示された「他者との共生」という課題 は、本章では「ステイトレス」な人々が具体的な 他者として認識され、その人権の問題を考察し、 「問いなき迎え入れ」を可能にする「無条件の歓 待」という認識枠組みを提示することで、それら の人々との共生の可能性を示そうとしていると理 解できよう。

しかし再び第1章でみた問題に立ち返るならば、この「無条件の歓待」という共生を可能にする認識は、いかにして一般的に受容されうるのかという点が問題となる。デリダ自身は、アルジェリア生まれのユダヤ人で、フランスから国籍奪わ

れた経験をもっている。個人的経験から紡ぎださ れる共生のための認識枠組みは、社会一般の行動 原則へと発展しうるのだろうか。

この社会における原則化を可能にするのが法制 度であり、その定立と履行確保は主権国家に委ね られてきたのが従来の処方箋であった。たとえば 第二次大戦時のホロコーストにみられたような大 量殺戮行為は、その後 1948 年のジェノサイド条 約の締結を促し、今日では国際犯罪として国際刑 事裁判所において裁かれるまでになった。しかし 本章で示されているような「歓待的であると同時 に非歓待的でもある (P.43)」という二律背反的 な概念としての「無条件の歓待」論に関しては、 従来の法制論による実現を論じるのは困難であろ う。主権国家という枠組みを前提としないでいか に人々の権利を保障するのかという課題は、残さ れたままである。

参考文献

ジャック・デリダ (廣瀬浩司訳) (1999) 『歓待に ついて ―パリのゼミナールの記録』 産業図 書。

ジャック・デリダ (中山元訳) (2005) 『パピエ・マシン』(下) 筑摩書房。

樋口陽一(1996)『人権 <一語の辞典>』三省堂。 (評者:清水奈名子)

第4章 「テクノロジーと国家のゆくえ」(山田 正行・著)

目次

1. はじめに

「近代」は合理的だろうか

- 2. ハイデガーと「技術」の概念 「技術(的知)」の誕生と変貌/「立てる」力/「ゲ・シュテル」――すべてを駆り立てていく体制
- 3. テクノロジー・ナショナリズム・主権国家 ゲ・シュテルの現われとしての総動員体制/技 術と国家の一体性/主権国家というメビウスの 帯
- 4. グローバリゼーションの時代の技術と国家 二十一世紀に求められる「技術的知」

この章は、近代的なテクノロジーにおける「合理的なもの」が、戦争やテロなどの「非合理的な

もの」と不可分の関係にあるという問題意識に立 ち、とりわけこの「技術」の問題について独特の 観点から考察したハイデガーの哲学を再検討する 論考、と定義することができる。

本章ではまず、古代ギリシア語の「テクネー」 に関する分析を通して、「技術」を、単なる道具 や機械の使用という意味においてではなく、世界 への人間の関わり方を示すひとつの「知」として 捉えようとするハイデガーの思想(『技術論』)が 紹介される。ハイデガーによれば、古代以降、プ ラトンやアリストテレスの存在論、キリスト教の 天地創造論などを経て、自然を制作行為の素材と みなす考え方がヨーロッパに普及し、「全面的に 人間の意のままに操作できる」ものとしての世界、 という近代的な世界観が形成されることになった のである。この世界観に染まった近代の人間は、 「自然」に包み込まれて調和的な生活を営んでい た古代人とは異なり、世界の全てを自らのために 「用立て stellen」ようとするばかりでなく、ひた すら盲目的に世界を支配する主体となるよう「駆 り立てstellen」られてもいる。

本章の著者によれば、ハイデガーは以上のよう な観点に立って、二十世紀の高度産業社会に関す る二つの批判的な解釈を提示することになる。第 一に、二つの世界大戦において膨大な犠牲をもた らした「総動員体制」は、近代のテクノロジーの 展開とともに現出した大量生産・大量消費・大量 廃棄型のシステムの必然的な帰結とみなしうるこ と。第二に、特に第一次世界大戦以降に顕著に なった「国民」と「国家」の一体化の傾向は、主 権国家の主導する近代的な技術知の媒介を通して 初めて成立したと考えられること。こうしたハイ デガーの思想を踏まえるなら、合理主義の産物と しての近代のテクノロジーは、ナショナリズムや それに基づく戦争などの「非合理的なもの」と切 り離すことができない、という認識が得られるこ とになるのである。

本章の議論は、ハイデガーの「技術」論の紹介 として一定の成果を挙げている。とりわけ、ハイ デガーが、テクノロジーの両価性への注目を通し て、外見上は全く異なる主義主張としてのファシ ズム、共産主義、自由主義の間に通底する高度産 業社会の盲目性や暴力性を明らかにした、という

本章の論点を軽視してはならないだろう。なるほ ど社会科学的な観点に立つ限り、資本および国民 国家の配置関係に関する正面切った考察を回避す るハイデガーの思想が、果たして根源的な「近代」 理解に寄与しうるのか、という疑問を投げかける ことは、容易ですらある。しかし、「近代」とは 何かを問うにあたり、「国民国家」を分析の対象 に据える考察が大勢を占める学問状況のなかで、 あえて異なる視点を提供したハイデガーの思想を 再検討しようとする本章の試みは、相応の意義を 持つと評者は考える。もっとも、ハイデガーを離 れ、近代的なテクノロジーとは異なる新たな「技 術的知」の開発を通して、核戦争や地球環境問題 などの脅威を解決することを提言する本章の結論 部に関しては、もう少し踏み込んだ問題提起が為 されるべきだったとの印象を禁じえない。実際、 重要なことは、「脅威を解決する必要がある」な どという通り一遍の結論を出すことにあるのでは なく、仮にその脅威を解決しうる「技術的知」が あるのだとすれば、それは具体的にはどのような ものなのか、という見通しを立てることにあるは ずだからである。とはいえ、評者自身にその見通 しがどれほど立っているのかと問われれば、率直 に言って、答えに詰まってしまう。おそらく、こ の「新たな技術的知」を生み出すためには技術と 倫理の関係に関する考察が必要であり、その考察 を実質的なものにするためには、人文科学と社会 科学の間だけではなく、むしろ文系(人文・社会 系)と理系(自然科学系)の間での学問的・実践 的な交流こそが不可欠となるように思われる。

(評者:田口卓臣)

第5章 「南北間格差と環境の政治」(西村高宏・ 著)

目次

- 1. 環境問題は政治問題である ゴア vs ブッシュ/国家の都合と不都合/「ア メリカのライフスタイルを守る」
- 2. 自国の利益か世界全体の利益か <役割>にともなう「特別の義務」/「自分の 国の人間」をひいきしてはダメなのか/「国民 国家」という観念が足枷に
- 3. 南北間における環境責任の配分方法を考える

壊した奴が責任をとれ/「公正」な分配は可能 か/南北間の格差をいかにして埋めるか

この章では、環境問題と南北間格差の問題に絡めて、世界全体の利益よりも自国の利益を最優先させようとするブッシュ大統領の<都合>を例に、国家的利己主義が倫理的に正当化可能なものか、について検討することを目的にしている。

目的を論じた第1節に続き、第2節では、米国の国家的利己主義に関して、すなわち、同国人を外国人よりも優先することを許すことについては、大統領としての<役割>として「特別な義務」が負わされているという主張があることを示し、国民が望む結果を達成するためのよりよい枠組みを提供するという理由においてなら、たとえそれが他の諸外国の利益を著しく損なう結果を招くとしても、正当化は可能であるとしている。ただし、同時に、一国の指導者が他の国に住む人びとの利害を考慮し、彼ら/彼女らに対して「公正に対処する義務」を果たすことが免除されるわけではないと指摘する。

また、一般に、「外国に住む見知らぬ人を助ける義務」が「自分の隣人や同国人を助ける義務と同じように重要であるという主張」に対してはなかなか同意できないという問題を挙げ、「特別な義務」がどの範囲の人に対して「公平な視点からの正当化の要求に耐えうるか」をシンガーの議論に基づいて吟味している。

それによると、「ある国家の国民であることは、助け合いの共同体に参加すること」であるとして、「他国民よりも自分の同国人を優先して助ける義務を助け合いの義務として理解する」ことは可能だが、それが「はるかに差し迫った困難に見舞われている他国の国民よりも自国の同国人を優先すべき十分な理由」を与えはしないとなる。したがって、たとえば、今後予想される「環境難民」の入国を、自国民への「特別な義務」を根拠にして拒むことは正当化されるとは思われないという。

第2節のまとめとして、「自国の利益を優先する」という考え方には、「主権国家」や「国民国家」という観念のもとに外交や公共政策が決定され、それが道徳の背景の一部にもなっているというという問題が隠されていることを指摘し、「グロー

バリゼーション」という名のもとで、まさに「国 民国家という既存の概念を超え出たもの」を本気 で考える試みが必要であり、「一つの世界という 考えに基づく倫理」が求められていると主張して いる。

第3節では、地球上の大気を「一つの大気」(「共通の資源」)としてとらえ返すなら、先進諸国には「汚染者賠償」論が突きつけられることになると指摘し、1992年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」では、地球温暖化への対策責任を各国それぞれに「共通するもの」としつつも、「公平の原則」に基づき、それらのうちに「責任の差」や「各国の能力」などを認め、そこから「人類の現在と将来の世代のため」に先進諸国が「率先して気候変動とその悪影響に対処」すべき旨が述べられている(第3条)ことを紹介している。

続いて、「未来に目を向けた基準を設定する」 ための、「公正さ」を基準にした議論の例として、 シンガーの「全員に対する温室効果ガス排出権の 平等な割当」原則を紹介している。この平等な割 当の原則と両立し、産業国にとっても途上国に とっても受け入れを容易にするシステムとして 「排出権取引」が考案されたと論じ、これがグロー バルに拡大していけば、先進国が切望する温室効 果ガス排出権を世界の最も貧しい国々に与えるこ とになり、南北間の格差を縮小させる可能性を備 えると主張している。最後に、今後いかにして従 来型とは異なる発展モデルや社会像を示していけ るかが、先進諸国にとって環境問題や南北間格差 を考える上できわめて重要な課題であると指摘す る。

この章では、環境問題を各国の〈都合〉不都合〉 といった政治的問題として捉え、それを南北間、 もしくは産業国と途上国間の経済的格差の問題と 絡めて論じている。とくに、米国の国家的利己主 義が倫理的に認められるのかが、本書のテーマで ある「グローバル世界と倫理」との関係で検討さ れている。

ここでは温暖化は解決すべき環境問題であるということが前提に議論が進められる。評者は、本 当に地球温暖化は人間の活動による二酸化炭素な どの温室効果ガスによるものであるのかという疑 問や、短期的には温暖化は困るかもしれないが、 非常に長い時間枠で見ると氷河期のような地球の 寒冷化に対してプラスの効果もあるのではといっ た疑問を持たないわけではない。未来の子孫には 我慢をしてもらっても、直近の子孫のために望ま しいことを選択することは時代的利己主義とでも いえるかもしれない。

また、本章では、とくにブッシュ大統領による 自国民の利益のためという国家的利己主義に焦点 を当てているが、これはどんな国のリーダーにも、 また環境以外の問題に対しても当てはまる。たと えば、マレーシアの首相であったマハティール が、動物保護などのために熱帯雨林伐採をとがめ る手紙に対して、森林を伐採することは自国のた めに必要であるという返事を書いたという話はか つて大きく取り上げられたが、まさに途上国側の <都合>を示す例である。さらに環境以外の問題 の例としては、シンガポールのシェンロン首相が、 外国人労働者は自国民を守るためのバッファーに すぎないと宣言しているようなケースもある(読 売新聞、2009年3月23日 雇用にまで保護主義)。 このような国家的利己主義の問題は、さらに拡張 して考えると、著者も指摘する主権国家や国民国 家という観念と強く結びついており、国家間の戦 争やそれに付随する難民保護などの問題にも関係 すると思われる (本書第12章参照)。

本章では、このような問題に対して、グローバ リゼーションを肯定的に評価し、それによって「一 つの世界という考えに基づく倫理」を構築するこ とが求められると論じている。この主張を、国家 や国境という概念を取り払い、地球上のすべての 人間が共通の倫理観を持つことと捉えると単なる 理想主義か机上の空論となってしまう。また、一 方で、現実的な対応として、異なる集団に属しつ つも相互の接点を探り、共有すべきルールや仕組 みについて議論を重ねること、そのための機会を 作ることなどを進めていくことが考えられるが、 これは地域共同体や国際会議、国連による活動な どの形で、すでに様々に試みられていることであ る。現状を見る限り、この状況からさらに先に進 むためになにができるのかを考えていかねばなら ないだろう。

(評者:中村真)

第6章 福祉国家は管理社会に取って代わられるか(山田正行・著)

目次

- 1. はじめに
- 2.「福祉国家」とはなにか 「福祉国家」はいかにして成立したか/ケイン ズ主義的福祉国家が保障するもの
- 3. 福祉国家から管理社会へ? 福祉国家の限界と新自由主義の批判/グローバ リゼーションが福祉国家を掘り崩す/管理社会 の到来か
- 4.「自由」と「安全」のゆくえ

本章の主題は、いわゆる「ケインズ主義的福祉 国家」の後退と、グローバリゼーションと結びつ いた新自由主義の伸張という、経済政策をめぐる 世界的な変化が、「管理社会」と呼ばれる新しい かたちの社会を生み出していることを明らかにす ることである。

なぜこの問題が「倫理」という全体の主題と関連するのかという点については、福祉国家政策と新自由主義との対立が、「個人の自由という価値を尊重する立場を共有しながら、それをどのようにして実現するかをめぐる倫理的な争いでもある(P.81)」からだと説明されている。

著者の解釈によれば、福祉国家とは「管理された資本主義(P.77)」であるという。それは資本主義経済が、市場の調整機能に委ねた「自由放任主義」では立ち行かないなか、ソ連を中心とする東側諸国が採用する社会主義的計画経済を拒否し、さらにはファシズム国家のように全体のために個人の自由を制限する体制にも反対する、代替的な政策としての意味をもっていた。

こうした立場をとる福祉国家における政府機能 としては、市場が提供しにくい財やサービスの提 供、経済的な不平等是正のための所得再分配、国 民の生活水準維持向上のための社会保障制度の実 現、の三点にまとめられている。特に三点目の社 会保障政策は、福祉国家の最もわかりやすい側面 であり、社会保障という概念を広義にとらえれば、 それは「個人の力だけでなく社会的な連帯によっ て、人びとが人間らしい生活を送るうえで基礎的 に必要となるものを権利として保障しようという 思想 (P.79)」であるという。すなわち社会保障 とは、生活のリスクを潜在的に抱える個人の「自 由」を名実あるものとすることが目標とされてい る制度として、理解されているのである。

しかし、1970年代後半以降の先進資本主義諸 国の経済的低迷は、「福祉国家の危機」説を登場 させ、その政策の縮小や見直しが1980年代の英 米保守政権のもとで現実化することになる。民営 化や規制緩和が積極的に推進されることで、国家 による資本主義の管理が後退した背景には、国家 による経済への介入を批判する新自由主義的な 「市場原理主義」があった。この立場から福祉国 家は、「他者に依存し自律のできない人間を作り 出すという面からすれば倫理的に正当化できない (P.81)」政策として批判され、人生において成功 するか否かはすべて当人の能力と努力にかかって いるとの「自己責任」論が展開される。企業や労 働組合といった組織や国家による支援体制は取り 払われ、個人はむきだしのまま市場での競争に参 加することになるのである。

このように福祉国家を乗り越える経済体制として採用された新自由主義は、市場経済が全世界化するというグローバリゼーションの過程のなかで、さらに福祉国家体制を掘り崩していくことになった。なぜなら、福祉国家の前提として、一国の「国民経済」を政府が自律的に管理調整できることが必要であるが、資本や労働者が国境を越えて移動していく今日、その前提は大きく揺らいできているためである。

同時に、この福祉国家から新自由主義経済体制への変化は、「監視」の遍在という意味での「管理社会」という、新たな社会のありかたをもたらしているのだという。具体的には、個人の商店や住宅に防犯用の監視カメラが取り付けられ、さらには生体認証(バイオメトリックス)や赤外線センサー、IC タグなどの新たな監視テクノロジーを、個人単位で積極的に導入しようとする社会のことである。そこでは、もはや個人の「安全」は組織や権力者によって守られるのではなく、自分自身の責任において守ることが必要となる。

新自由主義の諸政策が、福祉国家の時代には個 人を保護していた組織を解体した結果、社会は断 片化され、すべてが個人の自由と責任に帰せられる時代になった。そこでは「実際には社会の秩序を守るためという名目で強力な管理のネットワークが張りめぐらされる」のであり、「自由の追求が不安を増大させる悪循環になっている(P.86)」可能性が、本章の最後で指摘されている。

こうした「管理社会」の問題を、著者はいかなる処方箋によって乗り越えようとしているのだろうか。文中ではこの点に関する記述はわずか四行のみであるのだが、グローバリゼーションの時代にこそ、社会保障という連帯の思想が必要なのではないかという「逆転の考え方(同上)」が提示されている。個人のリスクを人々の連帯を通じて軽減し、より安全な生活を実現しようとするこの試みは、「国境を越えたグローバルな市民社会の連帯によってグローバルな社会保障を実現(同上)」する現象として、一部で現実のものとなっているというのである。

この最後に示された方向性は、第1章で示され ていた人間関係の「競争モデル」から「共生モデル」 へ、という図式に対応するものとして捉えること ができよう。グローバリゼーションに伴って世界 化した新自由主義が保障する「自由」とは、組織 にも国家にも守られない個人が、全てのリスクを 引き受けることを要求する自己責任と表裏一体に なる。各人は市場での自由な競争に興じつつ、自 らの安全を他者を監視することで確保しなければ ならない。結果として、個別的な監視が遍在する 「管理社会」という、自由な社会とは対照的な社 会が出現するのだとする著者の議論は、個人の自 由の尊重を主張し、福祉国家を乗り越えようとし た新自由主義が社会にもたらした「自由」の虚構 性を批判することを目的としているのであろう。 この「管理社会」においては、社会にとってリス クの高い人々が排除されるだけでなく、人々は自 らも排除される側に立つ可能性を抱え、自由の追 求による不安の増大という悪循環に陥ることにな る。

こうした問題を乗り越えるために、社会的な連帯による個人の救済という社会保障の思想が再び取り上げられ、それを国家を超えたグローバルな市民社会の連帯として捉え直すのは、新自由主義の「競争モデル」に代わる、グローバル時代の「共

生モデル」を提示するためだと思われる。より具体的には、いわゆる開発援助や人権保障のためのNGOによる支援活動などが想定されているのであろう。こうした立論は、本書全体の議論の統一性を志向している点において評価できるものの、以下のような問題点を残すように思われる。

何よりも、福祉国家政策であれ新自由主義経済 であれ、それらが国家によって採用される経済政 策である以上、その究極的な目標は個人の自由の 尊重にあるというよりも、むしろ国家単位での経 済発展と利益の最大化であり、それに伴う国力の 伸張であったと考えられるのではないか。本章で も指摘されているように、第二次世界大戦当時の イギリスでは、福祉国家は戦争へと国民を動員す るためのスローガンとして登場した。また戦後も ヨーロッパ各地において社会民主主義政権が誕生 し、福祉国家的政策が推し進められた背景には、 東欧の共産主義体制による社会権重視政策への対 抗という側面があったことも知られている。それ らの政治的意味合いとは切り離して、社会保障政 策による連帯の思想を取り出し、今後の処方箋と して提示することは果たして可能なのだろうか。

福祉国家時代の社会保障政策の実現を支えたの は、国家による管理によって支えられた資本主義 とその結果として現れた経済成長であり、政府 官僚機構を通じた法制化とその運用であった。こ うした国家機構による税収とその再配分機能を法 制化して実現するという「主権国家モデル」とは 異なる地球規模の社会保障体制は、いかにして実 現されうるのだろうか。国家機構による組織的か つ体系的な政策実施体制とは異なり、国際機構や NGO による援助活動が現場の人々の救済に実質 的に寄与しうるのか、それらの活動の正当性を何 が担保するのか、根強い主権国家の壁を越えて活 動することは可能であるのか、多くの課題が指摘 されている(カルドー、2007年。)新自由主義の もたらす「自由」への批判をより効果的に行うた めには、人々の連帯がいかなる「自由」をどのよ うに実現するのか、その内容に踏み込んだ議論が 今後必要とされるのではないだろうか。

参考文献

メアリー・カルドー (山本武彦他訳) (2007) 「社 会運動・NGO・ネットワーク」同『グロー バル市民社会論』岩波書店、113 - 154 頁。 (評者:清水奈名子)

第7章 「帝国とナショナリズム」(三浦隆宏・著) 目次

1. ネグリ/ハートによるグローバリズム分析 = <帝国>論

国民国家の衰退と<帝国>の生成/マルチ チュードの基盤としての<共>/<帝国>に抗 するマルチチュード

2. グローバルな絶対的民主主義と愛国/愛郷主義

グローバルな絶対的民主主義と政治的な愛 の復活/国家なき者たちの愛国・愛郷主義 (patriotisme) へ

3. 結びに代えて

この章は、世界的に進行しつつある「グローバル化」および文化・価値観の均質化の流れに対して、伝統的・共同体的価値の復興を目指すナショナリズム的な反発の動きや、「もうひとつのあるべきグローバル化」の模索の動きが見られる現状を確認したうえで、後者の代表例としてのネグリ/ハートの政治哲学を再検討する論考、と定義することができる。

本章の著者はまず、イラク戦争において顕著な アメリカの単独行動主義や、グローバル市場を促 進する新自由主義的経済などの行き詰まりを機 に、新しい支配権力の形態としての<帝国>が出 現している、と診断するネグリ/ハートの思想を 紹介したうえで、彼らの言う<帝国>が、もはや 近代的な国民国家のような領土や境界のみなら ず、超越的な中心権力さえも持たないネットワー ク状の支配形態であることを確認する。著者はさ らに、この<帝国>への対抗を通してグローバル な民主主義を目指す新たな革命運動としての「マ ルチチュード」の問題に触れ、その特徴を以下 のような三点に分類している。第一に、「マルチ チュード multitude」の概念は、「人民 people」「大 衆 mass」「群集 crowd」とは異なり、「異なる文化・ 人種・民族性・ジェンダー・性的指向性、異なる 労働形態や労働形式、異なる世界観や欲望」を持 つ「特異な差異から成る多数多様体」であること。 第二に、それは、かつてマルクス主義が唱えた限定的・排他的な概念としての「労働者階級」とは異なり、「創造的な労働力の総体としての階級」という開かれた拡張的な概念であること。第三に、この「階級」が主に従事するのは、「知識や情報、コミュニケーション、関係性、情緒的反応といった非物質的な生産物を創り出す労働」であること。こうした「マルチチュード」の概念を導入することによって、ネグリ/ハートは、人間の生産活動を経済的なものの枠を超えた複数の次元で捉えるととよって、ネグリ/ハートは、人間の生産活動を経済的なものの枠を超えた複数の次元で捉えるとによってきた「貧者、失業者、不完全就労者」などの階層を、創造的で活発な生産主体として積極的に位置づけることになるのである。

以上のような「マルチチュード」の概念の定義をめぐる第1節に続いて、第2節では、「マルチチュード」の運動が目指す目標について分析が施される。著者によれば、ネグリ/ハートの掲げる「マルチチュード」の到達目標とは、国家による管理を伴う<公>へのノスタルジックな回帰ではない。「マルチチュード」は、どんな国家にも拘束されない「愛郷主義 patriotism」に基づいて、いかなる中心的主体(そこには「党」も含まれる)にも支配されない「内在的自己組織化」の能力を発揮することを通して、「全員による全員の統治」および「一切の留保のないラディカルな自由と平等」というグローバルな絶対的民主主義の理念の実現を目指すのである。

本章の議論は、ネグリ/ハートの『マルチチュード』という具体的な作品の紹介として一定の成果を挙げている。なるほど、単独行動主義か多国間協調主義か、反米主義か親米主義か、という二者択一の議論に終始する風潮に斜めから切り込もうとする彼らの思想的射程を、もう少し丁寧に汲み取ってほしかったという憾みもないわけではないが、限られたページ数のなかで、実に多岐にわたるネグリ/ハートの議論をここまで分かりやすく論点を整理してみせたことは、高い評価を受けてよいのではないか、と評者は考える。もっとも、ネグリ/ハートの示すいくつかの論点に対して素朴な疑問を持つ評者にとって、残念ながら本章の議論は、それらの疑問に対する解決をもたらしてくれるものではなかった。以下に、評者の疑問点

を列挙することで、このレヴューの締め括りとしたい。

- 1)自由と平等という原理的には互いに矛盾ないし抑制しあう二つの概念は、果たしてネグリ/ハートが主張するように、「一切の留保のない」ものとして実現されうるのか、また、実現されるべきなのか。
- 2)「中心=代表するもの」と「代表されるもの」の関係の恣意性という、マルクスの「ボナパルティズム批判」以来の政治学的認識は、果たしてネグリ/ハートが訴えるように、「中心=代表」は不要であるという政治的選択に直結しうるのか、また、直結させて考えるべきなのか?
- 3)「来るべき社会」の制度を構成し維持しよ うとする「マルチチュード」の力能(ネグリらの 言葉で言えば「構成的権力」)は、果たして彼ら が期待しているように、現実に対して適用されう るのか、また、適用されるべきなのか? 二十世 紀の社会主義の歴史を振り返る時、評者としては、 数多くの運動が、理念の名のもとに現実を「構成」 することを自明視することによって陥った隘路を 思い出さずにはいられない。そこでは、現実に対 してあくまでも「統整的」に機能するものとして のカント的理念の可能性が忘却され、ひたすら現 実と理念の相克や矛盾の問題ばかりがクローズ・ アップされつづけたのではなかったろうか。また その過程で、理念そのものが、いつしか現実との 諸関係の制約のなかで馴致され、歪曲され、当初 の意義や効果を喪失していったのではないだろう か。理念と現実とを、このように対立ないし矛盾 しあう関係においてのみ捉えるのではなく、常に すでに現実の吟味をもたらす理念の「機能」を確 保するという道は、果たして不可能なのだろう か?
- 4) 最後に、果たして「煩瑣な会合や投票」は、ネグリ/ハートが断定するように、一切不要なものなのだろうか? なるほど一般に「会合」と呼ばれるものが、そこに出席するメンバーに時として相当の忍耐と苦痛を強いるものであることは、言を俟たない。しかしながら、複数の異なる立場に立つ者たちが、何らかの個別具体的な意思決定をしなくてはならない状況に立たされた時、そこに至るまでの煩わしい討論や合意形成のプロセス

を排除してしまうということが、倫理的にも経済的にもポジティヴな結果をもたらすのか、という点に関しては、慎重な議論が必要なはずである。評者としては、ある共同作業の過程で、その種の煩わしい手続きが否定されることによって、いつしか任意の立場の者に権力の集中が起こるのではないかという懸念を抱かせざるをえない。煩雑な「会合」は、いかなる共同作業にも潜在的につきまとう「専制」の危険性を緩和するための、必要最低限の契機であるように思われる。

(評者:田口卓臣)

第8章 「「平等」あるいはフェミニズムの試練」(河村厚・著)

目次

1. フェミニズムが求めるのは「平等」か「差異」か

フェミニズム (feminism) の歴史と「平等」/フェミニズムの二つの流れ/エコフェミ論争における「差異」と「平等」

- グローバル化とフェミニズムの立場 ナショナリズムとフェミニズム/グローバル・ フェミニズムとその問題点
- 3.「平等」とフェミニズムの試練

本章は、「平等」と「差異」をキーワードに、フェミニズム理論の歴史的展開を概観するものになっている。出だしで第一波フェミニズム(男女の平等を志向)から第二派フェミニズム(第一波フェミニズムに潜む男性中心主義への批判)への流れを示しながら、「男並み」の平等を獲得しようとする「平等」志向と、女らしさや母性などの女性の(男性とは異なる)異質性を称揚する「差異」志向のフェミニズムの二つの方向性を説明する。

これを踏まえつつ、二つの方向性の間の論争として、エコフェミ論争が取り上げられる。すなわち、環境運動を契機とし、女性や自然、植民地へ支配・搾取に見られる支配の論理を男性中心主義的なものと批判し、これを解決するためにはフェミニズムの視点が必要だとするエコロジカル・フェミニズムの台頭と、この運動に対する"自然と融和的な女性というイメージは、男性優位の文化構図の中で作り出されたもので、女性の矮小化

と男性文化の補完につながる"という批判との対比がなされる。

後半では、グローバル化とフェミニズムが論じ られる。「フェミニズムは手段的利益獲得のため にナショナリズムと共闘してきたが、近代国民国 家は国民を男性として定義しているため、女性は 常に排除されてきた。このため、近代国民国家 の枠組みでは男女平等は原理的に不可能であるか ら、フェミニズムには国家を越えなければならな い根拠がある」という(著者の言うところの)上 野千鶴子の主張が具体例として挙げられる。著者 はグローバル・フェミニズムを、「女性への国家 横断的な抑圧や搾取を、国民国家の枠組みを超え たグローバルな視点から問題にし、国際的な協力 によってその解決を目指そうとする試み」と説 明し、具体的な事例としては女性国際戦犯法廷 や環境と開発をめぐる国際的な取り組み(WID、 GAD) を挙げる。その一方で、第一世界の女性が 「(世界の) 女性は共通した抑圧を普遍的に体験し ている」と発言できるのは、彼らが「人種や国籍 や民族や階級による抑圧を無視しうる」特権的立 場にいるが故に成されるものであり、第三世界の 女性が被っている、国家・人種・民族・階級・文 化・宗教と結びついた抑圧を無視している、とい う第三世界の女性からの批判も紹介している。

最後には、「女という同一性概念自体が、人種・階級・性的指向性、障害といった差異を抑圧し、排除してきたことが明らかになり、フェミニズムは自己批判的・自己解体的となった」と述べ、フェミニズムの将来的な問題を指摘している。

おそらく著者は、フェミニズムを専門とする研究者ではない。その点では、評者の私と同じである。フェミニズムの最新の潮流を知りたかった私にとっては、それに関する言及が無い点がいささか残念ではあった。例えば、本章では全体としてフェミニズムの諸理論が時系列的に書かれており、最後にはスピヴァクの『ポストコロニアル理性批判』(2003年刊、原書は1999年刊)が紹介されているが、それは既に90年代に岡(1998)が「発話の位置」に関して行った議論―しかもそれは1980年にコペンハーゲンで開催された国連の「女性10年」中間会議での出来事を下に書かれている―とさほど異なるようには見えない。既にこ

れらの書籍から 10年(コペンハーゲン会議からは 30年)が経過しようとしている今日において、今日のフェミニズムがどのような動きを見せているのか、触れられていない点が残念である。しかしながら、フェミニズムの最新の潮流を語るのはフェミニズムの専門家の仕事であるし、それ以外を専門とする人物にそれを求めるのは間違っているのかもしれない。また、著者の説明の通り、「フェミニズムは使命をおえた」のかもしれず、そうであればそもそも新しい潮流などというものはないのかもしれない。

「フェミニズムの試練」という題目で、『グロー バル世界と倫理』という書籍に収められているこ とから、おそらく読者が期待するのは、"元来「グ ローバル世界」に通用する(と信じられていた) 「フェミニズム」が、グローバル化の中でその「倫 理」を突き崩される「試練」に直面した"、といっ たストーリーだろうか。例えば、本章で紹介され ているスピヴァクによる「普遍的フェミニズム」 への批判や、最後に紹介されたフェミニズムの自 己解体がそのようなものかもしれない。「人々は (場合によっては国家の枠を越えて) 平等な社会 を形成しうる」という理想がグローバル化以前の 社会で保持されていたとすれば、それはグローバ ル化を迎えた現代においてもろくも崩れ去った、 ということかもしれない。"フェミニズムが単な る欧米中心主義的なイデオロギーの一つではな く、全世界で受け入れられる普遍的な理念である" といったストーリーを、今日の我々はどれほど支 持することができるだろうか。これは、フェミニ ズムを貶めることを意図しているのではない。か つて、フェミニズム以外の他の多くの普遍的と信 じられてきた理念(民主主義であるとか、人権で あるとか、世界平和であるとか)の世界規模での 実現が不可能である理由は、諸陣営や国境の存在 に求められてきたが、それらが無くなったり、弱 体化している(と、信じられている)今日のグロー バル世界においても、それらの実現はやはり遠い と思わざるを得ない。

参考文献

岡真理 (1998)「「同じ女」であるとは何を意味するのか―フェミニズムの脱構築に向けて―」 江原由美子編『性・暴力・ネーション』 勁草 書房、221-224頁。

(評者:松尾昌樹)

第9章 「大衆の沈黙とメディアの饒舌」(三浦 隆宏・著)

目次

- 1.「メディア社会」の到来 メディア環境の変化/本章の問題意識
- メディア上で流通する言葉の特徴 縮減される言葉/メディアリテラシーの必要性 /ニューメディアも言葉を簡略化するか
- 3. モバイル化時代のコミュニケーションの姿 言葉と政治の関係/コミュニケーションのモバ イル化/コミュニケーションの過剰がもたらす 逆説/メディアコミュニケーションでは伝わら ないもの
- 4. 対面コミュニケーションの必要性

この章では、携帯電話やパソコン、インターネットに代表される「ニューメディア」とわれわれ人間とのかかわりに見えてくる課題について検討している。目的を述べた第1節に続き、第2節ではメディアで使用される言葉の縮減、簡略化について論じている。筆者によれば、テレビや新聞のようなマスメディア(オールドメディア)によって届けられる言葉には、「情報」として意味をなすものだけが残され、それ以外の要素は縮減される傾向にある。このようなメディア側による編集は内容にまで及ぶことがあり、改ざん、捏造や、演出が加わることは珍しくはないので、マスメディアの伝える内容を的確に読み解く能力としてのメディアリテラシーが必要とされる。

さらに、この言葉の簡略化は、ニューメディアにおいても頻繁に使われることを論じている。簡略された表現は、つながっていることの確認が大事で内容はあまり重視されていないことを反映している可能性があると指摘し、また、「大量の情報をスピーディーに流通させるためにはどうしても言葉を簡略化せざるをえない」こともあり、さらに、気軽に発信できる環境により表現欲求を高め、文章力を高めることもある(例として、『電車男』など)と主張している。

第3節では、宮田光雄を引用しつつ、マスメ

ディアと言葉の関係を「政治」の分野にひきつけて論じ、政治では断定的で単純化し、二者択一を迫るような言動が行われることを指摘している。これは、ナチズムに典型的にあらわれる《言葉》や《語り口》を連想させるものであり、郵政民営化に賛成か反対かの二者択一を迫ったのもその例であるという。その際のマスメディアの異様な盛り上がりや掲示板やブログへの書き込みによる大衆の関与は明らかであり、メディアの語法への批判はマスメディアだけに向けられるものではありえないと指摘している。

続いて、「モバイル化」によって、すべての人間ひとりひとりとコミュニケーションをとることができるようになったことと、情報の交換がデータ処理の一つとして多量になされるために簡略化が行われることになることを挙げ、コミュニケーション自体が目的の場合には、メッセージの過度の増大とその手っ取り早い処理はコミュニケーションを空洞化させることを指摘している。

一方、第4節では、対面型のコミュニケーションではメッセージ以外に相手の表情やしぐさ、声色、動作などを含めた、互いの身体を介した<場の雰囲気>といったメディアコミュニケーションには乗せることのできない「意味の豊かさ」が含まれており、これがわれわれの会話に<厚み>をもたらしているのではないかと論じる。

さらに、マスメディアからの情報をただ受け 取っていた二十世紀においては、目の前にいる 人々としかコミュニケーションをとるすべがな かったが、そのことによって、マスメディアを介 さずに相手とじかに顔をつき合わせてコミュニ ケーションをする機会が確保されていたこと、ま た、マスメディアからの情報を一方的に受け取り つつも周りの人々との対面コミュニケーションに よって、それらを適宜相対化していたことを指摘 している。

まとめとして、現在のわれわれは、面と向かっていない人たちとの長時間にわたるグローバルなコミュニケーションばかりではなく、自分と面と向かっている人びととのローカルな会話のやり取りをも必要としているのではないだろうか、という問いかけで章を結んでいる。

この章は、ニューメディアを介したコミュニケーションの特徴を、いわゆるオールドメディアと呼ばれるマスメディアを介したコミュニケーションと対比させつつ、言語表現の簡略化や情報の過多によって生じる問題を指摘し、結論として、「豊かな」対面コミュニケーションを再評価し、その必要性を主張している。

対面による、「ノイズ」を交えたローカルな会話のやり取りとしてのコミュニケーションの重要性は、非言語的行動を媒体にしたコミュニケーションの重要性を指摘するものであろう。たとえば、日常的な対面によるコミュニケーションのほとんどが非言語的な情報伝達によって成り立っているということは、心理学における非言語行動の研究においてごく初期から指摘されてきたことである。

結論として論じられている、ニューメディアによるコミュニケーションと対面コミュニケーションの両者を必要としているのではないかというポイントについて特段の異論はないが、ニューメディアによるコミュニケーションと対面コミュニケーションの関係についての分析がなされていない点が残念である。

本章では、これら2つのコミュニケーションが、 それぞれが単純に独立した別個のものとして併記 されている印象があるが、実際には双方が深く関 係していると考えられる。具体的には、対面コミュ ニケーションを維持するためのニューメディアの 利用や、ニューメディアによるコミュニケーショ ンをきっかけにした対面コミュニケーションの始 まり・発展、対面コミュニケーションの代替とし てのニューメディアの利用など、様々な相互関係 を指摘することができる。

最後に、この章で最も問題と感じられたのは、「コミュニケーション」という鍵となる概念が、明示的に定義されないまま使用されている点である。一般的には、相互理解のための双方的な情報伝達という定義と、目的論的ではなく影響過程と捉える考え方とがある。マスコミュニケーションは必ずしも相互理解を前提にしていないが、ニューメディアによるコミュニケーションでは一見一方向的であっても、相互のメッセージ交換を前提にしているなど、根本的に性質が異なる可能

性もある。

さらに、ニューメディアによるコミュニケーションと対面コミュニケーションの両者が、どのように倫理に関わるのかについては考察されていないが、本書を通じた「倫理的パラダイム」の構築という観点からみると、第1章と第12章(終章)で論じられている「共生」の概念との結び付けがあってもよいと思われる。

(評者:中村真)

第 10 章 「テロリズムの闇と恐怖」(石崎嘉彦・著) 目次

- 1. 二十一世紀的暴力としてのテロリズム 「敢えて愚かなれ」/9.11という「事件」/科学=善/科学技術が兵器になるとき/近代におけるゲリラ戦/パルチザンと暴力/パルチザンと9.11/パルチザンの変質―価値と虚無との対立へ/大義なきテロの時代へ
- 2. テロリズムを超えるために 人間という共同的存在/倫理的思考の必要性/ 二十世紀的思考を超えるために/近代性の克服 に向けて/二つの提言

本章の議論は、おおむね次の3点からなる。第一に、9.11テロはポストモダン的な事件であり、ポストモダン的視点によって初めて理解できる。この事件がポストモダン的事象ではないと考える者は、その考え方が間違っている。第二に、9.11事件に対する「ポストモダン的」という評価は、冷戦の終結によってパルチザンがテロ組織へと質的変化を遂げたことと、テロ組織が科学技術そのものを兵器として使用したこと、さらにリベラル・デモクラシーがこのようなテロ組織の発生とその行為を適切に評価できないことによって説明される。第三に、このような事態を正しく認識できれる。第三に、このような事態を正しく認識できていない状況は、科学技術に制限を加えるための哲学的考察の開始と、テロに超然と臨むリベラル・デモクラシーの再構築によって解釈される。

まず著者は、9.11 事件を近代啓蒙主義の崩壊を 謳いあげる事件として取り上げる。これは、著者 が、9.11 事件から「敢えて愚かなれ」(p.130)と いう標語を導き出し、近代啓蒙主義を真っ向から 否定する事件であると評価している点にあらわれ ている(なお、著者は 9.11 事件を「2009 年 9 月 11 日、ニューヨーク貿易センター・ビルとアメリカ政府機関に加えられた三機のハイジャック機による攻撃」(p.130) と説明しているが、実際にハイジャックされた機体は 4 機であり、本文中で言及されていない 4 機目一墜落したユナイテッド航空 93 便一も、アメリカ政府機関への攻撃が予定されていたと考えられている)。

著者によれば、9.11 事件は21世紀を象徴する 事件であり(p.131)、それは「これまで見られな かったまったく新しい原理が働いていた」ためで ある。新しい原理とは、「闘争の自己目的化と対 立の消滅」である。すなわち、「価値やイデオロギー の対立が見られず、価値対立も陣営もなく、ある のは憎悪と機械的な殺戮」であるとされる。

このような評価には、おそらく多くの中東地域 研究者(評者はここに含まれる)は異論を挟むで あろう。彼らは、テロリストが憎悪と殺戮を行 う集団という側面を有していることは認めながら も、これらの組織の構成員が、少なくとも主観的 には、何らかの政治信条を有しており、何らかの 陣営や価値に結び付けて理解可能であると見なし ているからである(ただし、このような中東研究 者の姿勢こそが、著者がリベラル・デモクラシー の限界として批判するものでもある)。曰く、第 三次中東戦争の敗北がアラブ世界を覆った閉塞感 や、これに呼応する形でイスラム主義運動が発生 してきたこと、一部のイスラム主義運動がユート ピア的イスラム世界の成立というビジョンを掲 げ、急進的なイスラム主義者がこのユートピア建 設に向けて現世への破壊行為を行っているという 説明、またはそもそもパレスチナ問題とそこにお けるアメリカの親イスラエル的姿勢が、アラブお よびイスラム教徒の中で反米感情を醸造してい る、等々。

しかしながら、著者はこのような批判が出されるということにはほとんど関心がない。著者が想定している批判とは、著者の 9.11 への評価が過大評価であるという批判である。具体的には、著者は「9.11 は原爆の出現ほどの意味を持たない」という批判と、「ゲリラ戦は古い形の闘争である」という批判への反論を展開する(pp.131 - 132)。ただし、これらの批判は具体的に誰が行ったもの

か明示されない。もしかすると、著者が議論を進める必要上から作り出した仮想的な批判かもしれない。

著者はこれらの批判に対して、それが「近代性 の立場」からなされたものであり、9.11 事件のポ ストモダン的性格を理解していないと逆に批判す る。具体的には、9.11 は科学技術そのものが武器 であり兵器である(航空機で都市そのものを破壊 する)ことを示したという点において、すなわち、 "合理化が野蛮を生み出す/合理化は人間を野蛮 にする、知の大衆化が知を野蛮にする"というポ ストモダン的性格を持っている点において、原爆 の出現という事件の前でも霞むことのない、特異 な事件である。また、著者はゲリラがポストモダ ンに転じる道筋を示すことで、「ゲリラ戦が古い 形の闘争である」という批判への反論を行う。そ こで示される道筋とは、シュミットの『パルチザ ンの理論』に部分的に依拠してパルチザンに肯定 的な評価を与えつつ、そのような政治信条と高い 遊撃性を備えていたパルチザンから政治信条が欠 落した結果、単なる攻撃力だけを備えた集団 (= テロ組織)が出来上がったというものである。

著者は、パルチザンからテロ組織への転化を、 「一国の国家権力に対する革命闘争から、文化と 文明の全体に対する闘争へ」と説明しているが、 ここで使用されている「文化と文明の全体に対す る闘争」という表現に対して、"テロリストが信 奉するイスラム文化、イスラム文明を無視し、攻 撃されている世界の文化・文明のみを対象として いる"という批判を行うことには慎重でありたい。 「旅客機、客船、鉄道列車(略)など現代文明の もっとも弱い部分が攻撃対象となる」(p.138) と 説明している部分からも明らかなように、ここで いう文明とは、テロリストの攻撃対象を指してお り、「文明の対立」といった表現で想起されるよ うな、特定の文化・文明を意味するのではない。 とはいえ、テロリストが大義のない単なる破壊集 団である、という評価は、多くの議論を招くと思 われる。

この点に対して著者は、テロリストに大義を見出そうとする姿勢は、「近代的自然権理論の精髄である「寛容さ」を備えたリベラル・デモクラシー」が相対主義と結びついたために、テロをパルチザ

ンと見誤った結果であるとしている。

このような説明のまとめとして著者が展開する解決策とは、「近代性の超克」であり、「それを可能にするのは倫理的パラダイムを踏まえた政治哲学以外には無い」とされる。ただし、具体的には、「科学技術に制限を加えるための哲学的考察を早急に開始する(核兵器の廃絶や遺伝子組み換えの制限)」や、「野蛮からの揺さぶりに超然たる態度で立ち向かう(テロに対して超然たる態度で臨むこと)」といった内容である。これらが、政治哲学に基づく提言であるのか、またはポストモダン的理解に基づく解決策であるのかどうか、評者には判定できないが、少なくとも世間一般に見られる常識的な対応のように見える。

本章は、9.11 に対する具体的な分析がないままに議論が進展するため(パルチザンに関する議論が具体的にアルカーイダにどのように適用されるのか全く説明はなされない)、筆者の分析手法に対する批判はありうるだろう。しかしながら、テロ当事者の主体的世界認識を分析し、それを客観的な世界に架橋することで9.11 の意味を明らかにしようとしてきた中東研究者が、事件に明白な意味を与えることが出来ず、逆にテロ主体に対してある種の「寛容さ」を示していると受け取られているとしたら、本章を批判することは容易ではないだろう。

参考文献

カール・シュミット (1995) 『パルチザンの理論 政治的なものの概念についての中間所見』ち くま学芸文庫。

(評者:松尾昌樹)

第 11 章 「グローバリズム VS 反グローバリズ ム」(西村高宏・著)

目次

- グローバリゼーションとは何か シアトルの闘い/グローバリゼーションは「不 均等」に拡がる/グローバリゼーションの多次 元性
- 2. グローバリゼーションの何が問題なのか 「新自由主義的グローバリゼーション」に対す る異議/新たな植民地主義/多国籍企業という 「略奪者」

3. 「反グローバリズム」と「もう一つの世界」 「反グローバリズム」の二つの方向性/「オルタナティヴ」を構想する/「コスモポリタニズム」の倫理

本章は、広く「グローバリズム」と呼ばれてい る現象を、現実社会におけるグローバリゼーショ ンを巡る衝突を事例とし、著名な政治学者等の主 張を元に分類・整理しつつ、将来的な展望につい ても言及したものである。「グローバリズム」の 推進者と反対者の双方による「グローバリゼー ション」への見解を簡潔にまとめており、バラン スの取れた記述がなされていると思われる。本来 ならば、本書の第1章に配置されていてもおかし くない内容であるが、第四部「平和についての問 い」に置かれている。しかしながら、著者はグロー バリズムが(それへの賛成や反対を問わず)直接 に「平和についての問い」に結びつくことを警戒 している。グローバリズムという用語やその意味 するものが人口に膾炙しつつある今日、単純にグ ローバリズムが何らかの解決策を示したり、また は今日の世界的な問題の根源であるとする主張に 一定の歯止めをかけるためにも、グローバリズム に対する著者の視点は重要であると思われる。

著者は、政治学者のヘルドに拠りながら、グローバリゼーションが「不均等」に拡散しており、同時に「誰にとっても望ましい結果」や「公平な結果」をもたらすものではないことを確認する。同時に、グローバリゼーションが多次元的なもので、文化・経済・政治などの様々な分野に及んでいることにも言及する。そうした上で、基本的には反グローバリズムを主張する集団は、WTOやIMF、世界銀行、多国籍企業などに代表される、グローバリズムの「新自由主義的」側面に対して反対しているという見取り図を描く。反グローリズムの主張者によれば、これらの組織は、途上国や貧困層、環境や債権国の搾取を促進しているとされる。

著者は、反グローバリゼーション運動をスティーガーに拠って「個別主義的な保護主義の立場」と「普遍主義的な保護主義の立場」を紹介する。前者はグローバリゼーションの進展によって「自国の国民文化や国家の決定権が奪い取られることを最も恐れ」ており、それゆえに「自国市民の福

利」に最大限の関心を注ぐとされる。一方で後者は、「自国民に限らない全世界の人々の平等と社会的公正の実現」を理想としている。その上で、特に後者を、反グローバリズムというよりも、別の形のグローバリゼーション、新自由主義に支配されない "対抗的なグローバリゼーション" であると説明する。つまりは、何らかの価値観が世界的に拡大することを目指す時点でグローバリゼーションではあるが、それは新自由主義的なものではなく、オルタナティブなものとしてのグローバリゼーションである。

このようにグローバリゼーションの様々な運動 やそれを取り巻く環境を説明しつつ、著者は、結 局のところはオルタナティブな世界の理想として 描かれるグローバルな民主的形態としての「コス モポリタニズム」の実現は非常に困難である、と いうことに言及することを忘れない。それは、我々 の社会が個人的な立場や利害を優先する傾向にあ り、コスモポリタニズムを獲得するような「道徳 的上位基準」を持ち合わせていないこと、またこ れまでは"自分達のローカルな倫理が一足飛びに 普遍的価値になる"という移行がイメージされて きたことを批判的且つ的確に指摘している部分に 現れている。著者が、オルタナティブな世界を理 想とするコスモポリタニズムを、このようなロー カルな倫理が普遍的な価値となるという安易な移 行モデルに基づいていると判断しているかどうか 明らかではないが、少なくとも、このような理想 が(その理想のすばらしさ故に)実現するかのよ うに語ることは安易だと判定しているようだ。

著者は結論部分において、このような大きな問題を日常世界の活動の中に組み入れることを可能にするような、道徳的な想像力を獲得することが課題であるとしている。一見するとありきたりに聞こえる結論ではあるが、著者が簡潔に示したグローバリズムの諸問題が、どこか遠い世界の問題ではなく、我々の日常世界に深く影響を与える問題であり、にもかかわらず我々がこれを解決する有効な方法をもたないことから、現在の我々の社会に道徳的想像力が欠如しているということを的確に指摘している点は注意したいし、これを乗り越えるために倫理学や哲学が今後一層必要とされる社会になるという未来を我々に想定させる。

(評者:松尾昌樹)

第 12 章 平和の文化に向けて (太田義器・著) 目次

- 1. 平和をめぐる新しいアイデア 暴力の文化と平和の文化/人間の安全保障
- 2. 平和をめぐる諸概念 安全保障/積極的な平和/正義と平和
- 3. 現実的な平和の構想 コスモポリタニズム/共生モデルと現実的な平 和の構想

最終章にあたる本章は、第1章を執筆した太田 が再び担当し、グローバル化のもとで発生した諸 問題を克服するための「共生モデル」を、「現実 的な平和の構想」と結びつけてより詳しく説明し ている。この章においても第1章と同様に、認識 上の問題に関心が向けられているが、本章の主題 は、平和という概念がどのように認識されてきた かという、平和概念の変遷を明らかにすることで ある。

そこでは歴史的な流れとして、暴力の文化から 平和の文化の構築へという方向性が提示されている。著者は暴力の文化の例として、主権国家同 士の戦争が正当な行為として理解されてきたという、近代的政治理解を例として挙げている。そして実は、このような暴力是認的な近代世界とグローバル化した現代は、いずれも暴力文化の時代であるという点において大きく異なるものではないというのである。他方で、たとえば国連開発計画(UNDP)が1994年に提案した「人間の安全保障関を乗り越え、安全保障の単位を個々の人間へと転換する考え方の出現など、平和の文化の構築に向けた歩みは始まっているとの理解も併せて示されている。

その平和の文化の具体的な内容を明らかにする ために、乗り越えられようとしている従来の平和 概念が次に説明されている。すなわち、近代的な 理解において平和の追求とは、安全保障という考 え方に行き着くのであるが、この安全保障理論の 主流を占める現実主義的な理論は、「人間関係に ついての競争モデル」を背景とする近代的世界理 解を色濃く反映するものであるという。すなわち、「安全保障は、国際社会を国家という利己的な主体が、自国の安全を求めて繰り広げる競争として理解する見方に基づいて追及されてきた(P.166)」というのである。

続けて著者は、平和の実現にとって平和概念の 意味を明確化することが重要であると述べ、20 世紀の平和研究の成果である二つの平和概念、す なわち「消極的平和」および「積極的平和」を紹 介している。前者は狭義の平和概念であり、平和 を戦争や暴力の不在状況と考えるのに対して、後 者の積極的平和論は、戦争などの物理的暴力だけ でなく、貧困や政治的抑圧体制などの「構造的暴 力」の不在状況を平和と捉える考え方である(ガ ルトゥング、1991年。)後者は換言すれば、消極 的平和を内包し、加えて社会正義が実現された状 況としての平和を意味する概念である。

このように二つの平和論を説明したあとで、著者は積極的平和論の拡張主義的理解に対して二つの問題を指摘しているが、本章にとって重要なのは、第二の問題点とされている、同論における平和の過度の理想化である。社会的に取り組まれる目標としての平和は、達成可能であり、人間の抱えている限界を十分に考慮に入れた現実的な平和概念でなければならない。このような現実的な平和構想の方向性として提示されるのが、「共生モデル」の人間理解に基づいた平和構想という、本章の結論部分を構成する平和についての新しい認識である。

この「共生モデル」に基づく現実的な平和構想の手がかりとして、著者は二つの考え方を提示している。一つめは、「批判的ヒューマニズム」であり、それは「人間性の不完全性を受け止めつつ、人間性の可能性に希望を持つこと(P.169)」を意味するのだという。それはアウシュヴィッツや広島以降のヒューマニズムであり、ジェノサイドや無差別殺人のような行為を非人間的であるとは考えず、人間性への幻想を捨て去った立場である。同時にそれは、人間は変わりうる存在であると理解する限りにおいて、人間の可能性に希望を見出す考え方でもある。

もう一つの手がかりとなるのは、地球規模の一 元的な共同体構想には否定的であり、国家をはじ めとする領域的な共同体への帰属を特別視しないという意味での「今日のコスモポリタニズム」である。そこではローカルな次元から人類という共同体にまでわたる多層的な構造として世界は理解されており、身近なものへの愛着と人間性への敬意の双方を是認する思考であるという。

そして「人間の不完全性、人間が悪をなしうること、そしてまた人類が同胞だけではなく、他者からもなること」を認めつつ、「それでも非暴力的に問題に対処するという共通の課題に取り組む協働関係にあるものとして理解するのが人間関係についての共生モデルである (P.172)」という。そして平和の文化の創出に向けた希望とは、力による強制という現実主義的思考や、全面的解決を一挙にもとめる理想主義的思考ではなく、この共生モデルに基づく現実的な平和構想にあるというのが本章の結論である。

このように、第1章で示された「共生モデル」の内容を明らかにしている本章は、本書全体の議論に結論を与える役割をも果たしていると考えられる。また認識枠組みの問題に議論を絞ることで、現実の問題を解決していく前提となる概念や考え方を研究するという意味での理論研究の重要性を、議論全体を通して示しているとも思われる。現代世界において別個に起きているように見える現象の何が問題であり、それらをいかなる認識によって理解すれば解決に向けた可能性が見出されるのか、という、問題解決における理論的認識の意義が示されていると理解できるのである。

他方で既に指摘してきたように、このように理論的な次元に議論を集中させているがゆえの課題をもまた、最後に確認しておく必要があるだろう。課題とはすなわち、本書において提示された「共生モデル」の実現をめぐる困難性である。本章に関して言えば、不完全であり、悪をなしうる人間が、果たして他者との共生を敢えて選択し、非暴力的な問題解決を志向するようになるのかという問題である。またはローカルな次元での自民族中心主義や共同体の防衛を優先する愛郷心をもつ人間が、いかにして人間性への敬意という普遍的な次元における人類への帰属意識を同時に持つことができるのかという問題でもある。

認識枠組みとして、人間を一面的に理解せず、

それは複層的で時には二律背反的であるという現 実的な理解を提示することの意義は認められよ う。議論を単純化せず、常に結論を揺さぶり問い 直す契機を確保するこれらの議論の利点は、理解 できるものである。

そうではあるものの、このような複雑な認識に 基づいた処方箋をいかに実現していくのかについ て考察していくと、そこには多くの課題が見出さ れることもまた事実である。

特に現実に行われている民族紛争や地域紛争、 大国による軍事介入、各地で広がりつつある移民 排斥運動などにみられるように、グローバル化に よって人々が自分たちとは「異なる他者」と遭遇 する場面が増えたことに比例して、却って対立 や紛争が深刻化している事例が少なくない。旧 ユーゴスラヴィアにおける自民族中心主義の噴出 と内戦、そしてそれを支えたグローバルな戦争 経済の問題は10年近く前にすでに指摘されてい た (Kaldor, 1999)。 さらに異なる多様な社会の存 在を認め、共生を探る見地からロールズによって 提起された「万民の法 (The Laws of Peoples)」の 議論にみられるように、結果的には世界を「道理 をわきまえたリベラルな諸国」と、「良識ある諸 国」、「無法国家」、「不利な条件の重荷に苦しむ国 家」などに分類し、リベラルな諸国による無法国 家等への軍事介入の正当性を承認するような、暴 力の文化を引き継ぐ議論も存在している(ロール ズ、2006年)。

このように、グローバル化によって可能となった一つの世界を共有するという地球規模の世界理解と、われわれとは異なる他者への気付きが、それらの他者との平和的な共生という結論を必然的に導くわけではない。むしろ現状は、その逆の方向性を指し示しているようにも思われる。そうした現代世界との緊張関係に立ちながら、敢えて他者との共生を選びうるのだとすれば、それはなぜいかにして実現可能なのか。これらの問いに向き合っていくことが、本書が提起する倫理をめぐる問題であり、今日における学問の倫理的課題であるのではないだろうか。その意味において、議論は始まったばかりである。

参考文献

ヨハン・ガルトゥング (高柳先男他訳) (1991) 『構

造的暴力と平和』中央大学出版部。

ジョン・ロールズ (中山竜一訳) (2006) 『万民の 法』 岩波書店。

Kaldor, Mary, (1999) New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era, Stanford: Stanford University Press.

(評者:清水奈名子)

[「]この書評は研究会を重ねて準備したものであり、執 筆者全員の同等の寄与によるものである。著者名の 掲載順は、便宜上研究会代表者を筆頭とし、以下は、 五十音順とした。研究会での検討における中山節子 氏の貢献に感謝する。

²この研究会の活動は、国際学部・国際学研究科重点 教育研究の支援を受けた。研究会は基本的に月1回 のペースで開催している。

A Book Review of

Gurõbaru-sekai to Rinri (A Globalizing World and Ethics)

NAKAMURA Makoto, SHIMIZU Nanako, TAGUCHI Takumi, and MATSUO Masaki

Abstract

This is a book review of academic essays combined in a volume titled *Gurõbaru-sekai to Rinri (A Globalizing World and Ethics)*, written by Y. ISHIZAKI, Y. OTA, T. MIURA, T. NISHIMURA, A. KAWAMURA, and M. YAMADA, published by Nakanishiya in 2008.

Each chapter was reviewed by one of the four reviewers and was assigned according to their interests and their specialized fields of study. The topics of the chapters are quite varied, reflecting the breadth and depth of the current global *problematique*: the possibilities of new ethics in a globalizing world; the changing face of the nation-state system in relation to human rights and new technologies; the north-south divide and politics of the environment; the welfare-state and a controlled society; empire and nationalism; the difficulties surrounding equity and feminism; the growing influence of new media and terrorism; the rivalry between globalism and anti-globalism; and the culture of peace.

The reviewers are members of a study group working on issues of ethics and research methodologies in the humanities and social sciences, with common interest in taking interdisciplinary approaches to the ethical issues of our time.

(2009年11月2日受理)